

自宅療養証明書に関する Q&A

目次

Q1 療養証明書はいつ必要になりますか？	2
Q2 療養期間の開始日はいつになりますか？	2
Q3 療養期間の開始が発症日ではなく診断報告日になるのは何故ですか？	2
Q4 入院していた期間の証明書も発行できますか？	2
Q5 宿泊療養施設に滞在していた期間の証明書も発行できますか？	2
Q6 現在自宅療養中ですが申請できますか？	2
Q7 発行に手数料が必要ですか？	3
Q8 複数枚発行してもらうことはできますか？	3
Q9 療養証明書を紛失したので再発行したいのですが？	3
Q10 保険会社の様式で発行してもらうことはできますか？	3
Q11 申請から発行までどのくらいかかりますか？	3

Q1 療養証明書はいつ必要になりますか？

A 加入されている保険によって、ご自宅や宿泊施設で療養されていた方に保険金が支給される場合があります。この場合、療養期間を証明するための書類としてご活用いただける場合があります。詳しくは、加入されている保険会社にご確認ください。

Q2 証明期間の開始日はいつになりますか？

A 医療機関より保健所へ新型コロナウイルス感染症の診断報告がされた日が証明期間の開始日となります。症状が初めて発現した「発症日」とは異なりますのでご注意ください。

Q3 証明期間の開始が発症日ではなく診断報告日になるのは何故ですか？

A 新型コロナウイルス感染症に係る療養は、感染症の蔓延防止を図る観点から行っていただいております。期間の設定は、保健所で陽性の診断を把握して初めて可能となるため、療養期間の開始は診断報告日となります。

Q4 入院していた期間の証明書も発行できますか？

A 自宅療養証明書のみ発行可能です。入院期間の証明書につきましては、入院先の医療機関にお問い合わせください。

Q5 宿泊療養施設に滞在していた期間の証明書も発行できますか？

A 自宅療養証明書のみ発行可能です。宿泊療養期間の証明につきましては、宿泊施設退所時に配布される案内文書や、東京都ホームページにてご確認ください。

Q6 現在自宅療養中ですが申請できますか？

A 療養終了後にご申請いただくよう、お願いいたします。

Q7 発行に手数料が必要ですか？

A 発行手数料はかかりません。

Q8 複数枚発行してもらうことはできますか？

A 複数枚の申請が可能です。ただし、ご自身の控え等はコピーにて対応をお願いいたします。

Q9 療養証明書を紛失したので再発行したいのですが？

A 再度発行申請書手続きをお願いいたします。

Q10 保険会社の様式で発行してもらうことはできますか？

A 申し訳ございませんが、個別の保険会社の様式での発行は対応いたしかねます。

Q11 申請から発行までどのくらいかかりますか？

A 2～3週間程度でご郵送しています。なお、申請件数の増加により発送時期が遅れる場合がございますので何卒ご了承ください。